

安定的な電力供給体制の確保に向けた指定都市市長会要請

原油価格や物価の高騰、急激な円安による影響は、市民、医療機関や福祉施設、事業者等も含めた幅広い対象に及んでおり、国民の暮らしと生命、生活機能、事業者の営みを維持するための早急な総合的対策が求められている。

中でも、安定的な電力供給に向けては、平成 28 年 4 月の電力の小売全面自由化以降、いわゆる新電力と呼ばれる小売電気事業者の参入が進められてきたが、昨年末から本年にかけて、複数の小売電気事業者の経営破綻や新規契約受入停止が相次いでいる。

現在、契約相手方が選定できない場合、電気事業法の最終保障供給約款の定めにより、一般送配電事業者と供給契約を結び、電力供給を受けることとなるが、最終保障供給制度は暫定的なセーフティネットであり、料金が大手電力会社標準料金メニューに比べ割高に設定されている。加えて、昨今の原油価格の高騰や円安の進行等の影響を受けた、現在の卸電力市場での調達コストの上昇を加味すると、契約相手方が選定できた場合にあっても、電気料金が最終保障供給制度の割増料金よりもさらに割高になるという逆転現象も起きており、国においては、最終保障供給制度の料金設定について、市場価格の動向をより反映させる方向での見直しが行われている。

こうした不安定な電力供給の状況は、市民生活を支える様々なサービスを提供している民間事業者をはじめ、公共施設を運営している地方自治体も例外ではなく、行政運営にも多大な影響を及ぼしている。

電力需給の逼迫が叫ばれている現況にあって、域内に多くの市民を抱え、産業面で日本をリードする指定都市においては、適正な価格で安定的な電力供給を確保することは喫緊の課題であり、平成 25 年 4 月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づく「電気料金の抑制」と「電力の安定供給」の両立に向けて、下記の通り要望する。

記

- 1 小売全面自由化を受け公正公平な競争環境のもと、需要家に対して安定的な電力供給がなされるよう、発電事業者が卸電力市場における取引量を増加させるとともに、各小売電気事業者が電力供給能力を確保できるよう必要な制度の見直しを行うこと。また、原油価格高騰への対策を講じつつ、卸電力市場からの電力調達価格が高騰しても、安易に需要家の電気料金に転嫁することのないよう、国において総合的な対策を講ずること。

- 2 原油価格の高騰等に伴い、庁舎や公共施設等における電気料金も増嵩していることから、地方自治体におけるこれらの財政需要の増加についても、地方交付税総額の増額など、必要な財政措置を早期に講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会